

車両制限令違反に係る違反点数通知制度のお知らせ

※本お知らせは、事業協同組合のご契約者の皆さまにお知らせするものです。

平素より、ETC コーポレートカードをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）（以下「高速道路会社」という。）は、平成29年4月1日より、車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等を見直し、違反抑制に向けた取り組みを強化し、大口・多頻度割引を利用されている事業協同組合（以下「組合」という。）に対し、所属する組合員及び新たに組合への加入予定の法人・個人（以下「加入予定者」という。）の車両制限令違反に係る累積点数の通知を実施しております。なお、大口・多頻度割引を利用されている法人・個人の方に対しても、同様に累積点数の通知を実施しております。

記

点数通知の対象範囲

「組合に所属する組合員※」、「法人・個人の方」及び「加入予定者のうち、組合が点数通知を希望する者」

※「組合員」とは、ETC コーポレートカード利用約款第15条第2項第三項に定める「カード利用者」である組合員を指します。

通知条件及びスケジュール

①組合員の場合

・高速道路会社が組合員の違反を確認した時点で、累積点数を組合員別に通知書に記載し、原則として毎月、高速道路会社から組合あてに通知します。なお、通知書への記載対象者は累積点数を持つ組合員とします。そのため、累積点数を持たない（＝0点）組合員名の記載は行いません。

※組合員の特定や違反通知内容の確認のため、通知まで時間がかかる場合があります。

②法人・個人の場合

・高速道路会社が大口・多頻度割引を利用されている法人・個人の違反を確認した時点で、累積点数を通知書に記載し、原則として毎月、高速道路会社から通知します。

※違反通知内容の確認のため、通知まで時間がかかる場合があります。

③加入予定者の場合

・加入予定者の点数通知を受ける場合、ETC コーポレートカード契約支社の交通担当部署への申請書の提出をお願いします。（以下「申請の流れ」参照）

・加入予定者については、累積点数を持たない場合（＝0点）でも通知します。

・加入予定者に関する通知は、申請に基づく一回限りの通知です。

④通知対象期間

- 申請月を含む年度及び、その前年度の計2年度間の累積点数を通知します。
(例：令和6年8月申請の場合、令和5年度及び、令和6年度の2年度間の累積点数を通知)

⑤違反点数の付与時期（月）

- 現地取締りの場合は、車両制限令等違反取締隊から警告書又は措置命令書を交付した時（月）とします。これらの書類は、取締り現場において、違反車両の運転手に対して手交するものです。
- 車両重量を自動的に計量する機器（自動計測装置）の場合は、道路会社で軸重超過による走行を確認した後、対象者に軸重超過走行及び点数通知書（旧称：指導警告書）を郵送し、一定の確認期間を経て内容が確定した時（月）とします。（軸重超過による走行をした時（月）ではありません。）

申請の流れ

1、申請先及び必要書類

申請先：ETC コーポレートカード契約支社の交通担当部署（本お知らせの末尾に記載）

必要書類：

- ① 申請書兼誓約書（様式1）
- ② 様式1の別紙
- ③ 加入予定者にかかる同意書（様式2）

2、申請方法

- 郵送での受付のみとしますが、様式1の別紙については、郵送のほか、本お知らせの末尾に記載のあるメールアドレスにエクセルファイルの送付を併せてお願ひいたします。様式は、弊社ホームページに掲載しております。（URLは本お知らせの末尾に記載）

3、決定までの流れ

- 申請受領後は、契約支社の交通担当部署において内容を審査します。内容に不備がなければ点数通知を決定することになりますが、申請者への伝達方法は、加入予定者の累積点数の通知をもって、決定と代えさせていただることとします。
- 申請された内容に不備があった場合は、確認が完了した時点で決定したものとします。

通知方法

申請者への通知方法は、契約支社より郵送するものとします。

免責事項

申請に伴い発生する費用や法的責任の一切については申請者が負担するものとします。

以上

【違反点数通知申請先】

- ETC コーポレートカード契約支社の交通担当部署

- 東日本高速道路株式会社

- ・北海道支社 交通管理課
所在地 〒004-8512
札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号
TEL 011-896-5344
メールアドレス hokkaido-tokusha@e-nexco.co.jp

- ・東北支社 交通管理課
所在地 〒989-3121
宮城県仙台市青葉区郷六字庄子39-1
TEL 022-226-1545
メールアドレス tohoku-tsuminichui@e-nexco.co.jp

- ・関東支社 交通管理課
所在地 〒339-8502
埼玉県さいたま市岩槻区加倉260
TEL 048-757-5169
メールアドレス kantou-tokusya@e-nexco.co.jp

- ・新潟支社 交通課
所在地 〒950-0145
新潟県新潟市江南区亀田早道3233
TEL 025-286-7301
メールアドレス niigata-tokusya@e-nexco.co.jp

※「申請の流れ」に記載あるとおり、申請は郵送での受付としますが、申請書類のうち様式1の別紙について
は、郵送のほか上記メールアドレスにエクセルファイルの送付を併せてお願ひいたします。

- お問い合わせ受付時間／9時から17時まで（土・日・祝日・年末年始を除く平日）

- 申請様式については、下記ホームページにてご案内しております。

https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_frequency/index.html#notification_system
「車両制限令違反に係る違反点数通知制度のお知らせ」をご覧ください。

本件及び車両制限令以外の案件にかかるお問い合わせ先は、これまでどおり ETC コーポレートカード契約支社の大口・多頻度窓口です。